

# 議事録

令和3年9月6日

山鹿市農業委員会

# 令和3年第10回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年9月6日(木) 13時21分から14時08分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 欠 席	3番 森 喜代輝	4番 欠 席
5番 徳丸 誠次郎	6番 欠 席	7番 廣田 幸徳	8番 欠 席
9番 欠 席	10番 欠 席	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隅部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

6名

2番 守川 千穂	4番 長曾我部 徹	6番 稲葉 和弘	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之		

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江智紀 局長補佐兼農政係長：一法師 進  
局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 5. 議題

- 議案第66号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
- 議案第67号 農地転用事業計画変更承認申請
- 議案第68号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
- 議案第69号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
- 議案第70号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
- 議案第71号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
- 議案第72号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
- 議案第73号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
- 報告第15号 農地法第3条第3の規定による届出

## 1. 開会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、コロナ感染対策として、委員の出席を制限し開催します。農業委員総数14名中、8名の委員が出席され、過半数の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会が成立することをご報告します。

## 2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和3年第10回総会を開会致します。

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、5番 徳丸誠次郎委員、7番 廣田幸徳委員にお願いします。

## 4. 議事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第66号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薰君）

議案第66号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請でございます。

提案番号134番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得です。

調査書の1ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 135 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める別段面積 10 アール要件による取得です。

譲受理由は、譲渡人が高齢のため、親戚である譲受人が引き継ぐものです。

調査書の 2 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 136 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は贈与によるものです。

調査書の 3 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 137 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の経営する畜舎の周辺であることから、耕作便利による取得です。

調査書の 4 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 138 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の 5 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 139 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書の 6 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 140 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得です。

調査書の 7 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 141 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の 8 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 142 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の 9 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上 9 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 134 番から 137 番を北部地区担当委員

11 番（廣松久喜君）

提案番号 134 番から 137 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 138 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 138 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 139 番から 142 番を東部地区担当委員

1 番（多久正光君）

提案番号 139 番から 142 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 66 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 66 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 67 号、農地転用事業計画変更承認申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薰君）

議案第 67 号、農地転用事業計画変更承認申請です。

提案番号 5 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書掲載のとおりです。

当初転用者及び承継者は個人で、当初転用者の許可後転勤等により事業の遂行ができず、県外に定住することとなつたため、事業者を承継者に変更するものです。

調査書の 10 ページに立地基準を、11 ページに一般基準を掲載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て承認相当と判断しております。

以上、1 件です。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1番（多久正光君）

この案件は、昭和52年8月3日許可と書いてありますが、それ以降40年近く経過していますが、計画変更に至った経緯の詳細をお尋ねします。

○議長（坂本照子君）

事務局。説明をお願いします。

○事務局（北原薰君）

提出されている申請書によりますと、熊本に帰ってきて、一般住宅を建てる計画でしたが、転勤等のために建築が出来ず、現在に至っています。

○議長（坂本照子君）

多久委員。よろしいでしょうか？

1番（多久正光君）

宅地には変更されてないですか。

○事務局（北原薰君）

許可後に所有権移転登記は、なされていますが、地目変更は畠のまま現在に至っています。

○議長（坂本照子君）

多久委員。よろしいでしょうか？

1番（多久正光君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

他に、発言のある方は挙手をお願いします。

13番（隈部誠一君）

転用許可の後、実際に目的どおりに完了しているかどうかの確認はしていますか？

○事務局（北原薰君）

農地転用許可後の状況につきましては、年1回程度、過去5年間を対象に、事業完了期間を過ぎて、完了していない分については、工事進捗状況の報告書の提出を求め、案件毎に把握できるよう努めています。

13番（隈部誠一君）

進捗状況の報告を行っていて、目的どおりに工事が完了していないのは、事務処理的に問題があ

るのではと思いますが？

○事務局（坂口美治君）

限部委員の質問につきましては、只今担当がご説明しましたが、直近の5年程度の許可分を対象に、進捗状況報告書の提出の催告を行い、事業が完了しているかどうかを把握しています。また、未完了の場合には、今後の見込みを確認しております。

この案件のような数十年前の分につきましては、状況の把握が難しい状態です。今後は、許可後の事業進捗状況について、適正な管理に努めてまいります。

○議長（坂本照子君）

他に、発言のある方は挙手をお願いします。

12番（田中春雄君）

転用許可を下した後、農業委員が変更になった場合、後任の農業委員は、追跡確認の調査をすべきですか？

○事務局（坂口美治君）

はい。新たに農業委員になられた方は、前任者から引き継がれる事になるかと思いますので、事業が未完了の案件は、追跡調査が必要になると考えます。

○議長（坂本照子君）

他に、発言のある方は挙手をお願いします。

3番（森喜代輝君）

地元委員として、担当区域における転用許可後の実態を把握するため、追跡等の必要がありますが、最近の事例であれば覚えていますが、前任者の時となれば、分からぬ分があると思います。

例えば、事務局で、1月から12月までに申請があがつた分を取りまとめていただければ、効率的に確認できるのではないかと考えますが？

○事務局（坂口美治君）

担当地区の農業委員ごとに、転用許可の一覧表を作成し、配布することは可能です。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第67号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第67号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第68号、農地法第4条第1項の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薰君）

議案第68号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号15番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畝1,899m<sup>2</sup>のうち600m<sup>2</sup>を農業用事務所兼倉庫転用する案件です。

なお、申請地は、平成20年頃から農業用事務所兼倉庫としてとして利用されており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の12ページに立地基準を、13ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号15番を北部地区担当委員

1番（多久正光君）

提案番号15番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。また、申請者に対しまして、今後は、このような無断転用をしないよう指導いたしました。始末書の提出もあっておりるので、ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第68号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第69号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薰君）

議案第69号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号69番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畝 552 m<sup>2</sup>を取得し、排水路建設用地として転用する案件です。

調査書の 14 ページに立地基準を、15 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 70 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畝 462 m<sup>2</sup>を取得し、駐車場として転用する案件です。

調査書の 16 ページに立地基準を、17 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 71 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畝 3 筆計 564 m<sup>2</sup>を取得し、資材置場として転用する案件です。

調査書の 18 ページに立地基準を、19 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 72 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 2 筆 550 m<sup>2</sup>を取得し、農地以外の地目を加えた 718 m<sup>2</sup>を一般住宅として転用する案件です。

調査書の 20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 73 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 497 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の 22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 74 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畝 661 m<sup>2</sup>を取得し、一般住宅に転用する案件です。

調査書の 24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 75 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畝 911 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、農家住宅として転用する案件です。

調査書の 26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 76 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畝 812 m<sup>2</sup>を取得し、車・中古農機の保管及び駐車場として転用する案件です。申請地は、少なくとも平成 17 年以前から農地以外の利用がなされており、そのことについて始末書の提出があるため追認となります。

調査書の 28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 77 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畠 402 m<sup>2</sup>を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の 30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、9 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 69 番から 70 番を北部地区担当委員

12 番（田中春雄君）

提案番号 69 番から 70 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 71 番から 75 番を南部地区担当委員

5 番（徳丸誠次郎君）

提案番号 71 番から 75 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 76 番から 77 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 76 番から 77 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 69 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 69 号は、原案のとおり許可することに

賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 70 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 70 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 27 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 28 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 29 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 27 番から提案番号 29 番までの案件につきましては、8月 19 日に売買会議を開催しているものであります。

なお、提案番号 28 番と提案番号 29 番に係る調査書については、32 ページと 33 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 70 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 70 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 71 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 71 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定 10 件、その面積は 33,722 m<sup>2</sup>でございます。

提案番号 122 番から提案番号 131 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・大豆・麦等を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査書については、調査書 34 ページから 35 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 71 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 72 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 72 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 28 件でその面積は、54,377 m<sup>2</sup>ございます。

提案番号 242 番から 269 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻、野菜等を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査書については、36 ページから 49 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第72号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第73号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第73号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 35～38番につきましては、隣接する農地であり、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、別紙2、現地写真の23～24ページに掲載のとおり、管理されていない孟宗竹や雑木等が繁茂している状態で、耕作用道路の幅員が狭く、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第73号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。



#### 4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第15号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第15号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和3年7月に届出がありました件数は11件、筆数の合計は53筆、面積の合計は63,650m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、41ページ以降に記載しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第15号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年第10回総会を閉会いたします。

## 6. 閉会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本 照子

5番 農業委員

隈部 誠次郎

7番 農業委員

廣田孝徳